延滞金・還付加算金の割合の見直し　平成26年1月1日以降の期間に対応する、町税等、介護保険料、後期高齢者医療保険料の延滞金・還付加算金の割合を見直します。※詳しくはお問い合わせまたは、町ホームページをご覧ください。**問合せ**　税務課　TEL 557―7529

INFORMATION インフォメーション

税

町税等の納め忘れはありませんか

納期を過ぎた町・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料をまだ納めていない方は、至急納めてください。

※毎週木曜日は午後8時まで納付できます。

※納付の際は、釣り銭のないようお願いします。

※納付には、便利な口座振替をご利用ください。

問合せ　税務課　TEL 557―7529

個人住民税（町・都民税）の均等割額が引き上げとなります

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が公布・施行されたことに伴い、平成26年度から平成35年度までの間、個人町民税および個人都民税の均等割額が500円ずつ引き上げとなり、町民税は3500円、都民税は1500円になります。

問合せ　税務課　TEL 557―7519

今月の納期

◎町・都民税…第4期
◎国民健康保険税…第7期
◎介護保険料…第7期
◎後期高齢者医療保険料…第7期

納期は1月31日㈮です。

※バーコードがついている納付書は、コンビニエンスストアでも納付ができます。

問合せ　税務課　TEL 557―7529

国保

有効期限の短い国民健康保険証をお持ちの方へ

国民健康保険税の滞納がある方には、滞納の期間により3カ月・6カ月・12カ月と有効期限の短い短期被保険者証（短期証）を交付しています。有効期限が切れる前に更新手続きのお知らせを送付しています。

更新手続きをされないまま医療機関で受診すると医療費が全額自己負担となりますが、住民課国保係で申請いただければ自己負担分を除いた金額が給付されます。

※未納の国民健康保険税の納付方法等について税務課納税係とご相談の後に保険証を住民課国保係の窓口で交付します。

※短期証交付世帯の中で、保険税の督促、催告に応じない世帯には、国民健康保険法第9条第6項の規定により、被保険者資格証明書を交付することになります。被保険者資格証明書が交付されると、医療機関に受診したときに、医療費は全額自己負担となります。

国民健康保険税は滞納せず、計画的なお支払いをお願いします。

問合せ

▼住民課（保険証について）TEL 557―7578

▼税務課（納税について）TEL 557―7529

年金

新成人の皆さまおめでとうございます 20歳から国民年金

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やけがで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともありますので、「あの時に…」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。

【国民年金の加入方法】

加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

○第一号被保険者

自営業の方、農林漁業の方、学生の方や会社を辞めて無職の方などで、加入手続きはご自分で住民課国保係の窓口で行います。

国民年金保険料

定額（月額）1万5040円（平成25年度）

※学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方の場合は、「学生納付特例制度」や「若年者納付猶予制度」など保険料の支払を猶予する制度がありますので、住民課国保係で国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

○第二号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入されている方で、加入手続きは勤務先が行います。

厚生年金保険料率

17・12％（平成25年9月現在）

※労使折半で保険料負担。

○第三号被保険者

第二号被保険者に扶養されている配偶者の方で、加入手続きは第二号被保険者の勤務先を経由して行います。

保険料…被保険者本人は保険料を負担しない。

※配偶者の加入している年金の保険者が負担。

【国民年金の給付は、3種類の基礎年金があります】

▼老齢基礎年金…65歳から生涯受けられます。

▼障害基礎年金…病気やケガで障害の状態になった方が受けられます。

▼遺族基礎年金…夫が亡くなったときに子のある妻または子が受けられます。

【年金手帳は大切に保管しましょう】

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。

国民年金や厚生年金に加入すると基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況などがこの番号で管理されます。年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

問合せ

▼住民課　TEL 557―7578

▼青梅年金事務所　TEL 0428(30)3410

お知らせ

横田基地に関する要望活動

都と横田基地周辺の5市1町で組織する「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」では、11月21日に防衛省と北関東防衛局、12月13日に横田基地に要望活動を行いました。

主な内容は、横田基地に係る騒音防止対策の推進、住宅防音工事の拡充、基地運用に関する安全確保の徹底、適切な情報提供および日米地位協定とその運用についての適切な見直し等です。

また、要望書の内容は町ホームページでご覧いただけます。

問合せ　秘書広報課　TEL 557―7476

住宅防音（機能復旧）工事

防衛省補助事業で防音工事を行った住宅で、工事完了の日から10年以上経過し、防音建具（サッシ等）または空気調和機器（換気扇・エアコン等）が修理不能で交換する場合の補助制度があります。

希望する方は住宅防音工事希望届を役場秘書広報課へ取りに来ていただくか、防衛省北関東防衛局のホームページでダウンロードして提出していただきます。

騒音区域の見直しで現在は補助を受けられない地域もあります。

詳しくはお問い合わせください。

問合せ

▼北関東防衛局住宅防音課　TEL 048―600―1821

▼横田防衛事務所　TEL 551―0319

▼秘書広報課　TEL 557―7476

ホームページ　http://www.mod.go.jp/rdb/n-kanto/

固定資産評価審査委員会委員

平成25年12月町議会において、小山良一さんを委員に選任する同意の議決があり、12月11日に就任しました。

問合せ　総務課　TEL 557―7495

私道の舗装工事等に補助金を交付します

対象　次の条件をすべて満たす私道

▼幅員が4m以上

▼起点と終点が公道に接し、延長が10m以上

▼利用戸数が5戸以上で公共性が高く、一般の交通に利用されている　など

対象工事と補助の額

▼砂利敷工事……原材料を支給

▼舗装工事・排水工事……補助基準額の10分の8以内

問合せ　建設課　TEL 557―7641

ご寄付

町へ

○100万円…富士化学㈱　様

○ペットボトル飲料216本…瑞穂町金融団　様

問合せ　総務課　TEL 557―0531

不用品交換

交渉は当事者間で

ゆずります

▶マタニティウエア（S～M）
▶室内用ブランコ　▶ポータブルチェア（幼児用）　▶男子・女子用ランドセル　▶学習机
▶ひな人形　▶五月人形
▶二中制服（男子用170センチ以上）

ゆずってください

▶自転車（大人・子ども用）
▶二中制服（男子・女子用）
▶園服、通園カバン、体操着（東松原保育園用・如意輪幼稚園用）
▶網戸（都営住宅用）　▶掃除機
▶2段ベッド　▶キーボード
▶フード付きパーカー（男子用LLサイズ）　▶園服、作務衣、スポーツウェア（松濤幼稚園男子用）

問合せ　産業課　TEL 557―7633